

平成19年2月1日

規則第3号

熊本県後期高齢者医療広域連合の広域連合長選挙に関する規則

(趣旨)

第1条 熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の広域連合長の選挙については、熊本県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第12条第1項から第3項までに規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、広域連合の職員又は構成市町村の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、次条の規定により告示された期日前投票の開始日前3日までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙期日等の告示)

第4条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日及び期日前投票の開始日を、少なくとも選挙の期日の7日前に告示しなければならない。

(投票)

第5条 投票は、1人1票に限る。

2 構成市町村の長は、投票用紙(別記様式)に広域連合長の当選人とすべき者1人の氏名を自書して、投票しなければならない。

(広域連合の事務所における投票)

第6条 選挙長は、規約第12条第2項の規定による選挙の投票に、2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の午前9時から午後2時までに行わなければならない。

(不在者投票)

第7条 構成市町村の長で選挙の当日公務等に従事すると見込まれるものの投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、第4条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間（熊本県後期高齢者医療広域連合の休日及び期限の特例を定める条例（平成19年条例第1号）第2条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。）に、広域連合の事務所において行わせることができる。

2 前条の規定は、前項の投票にこれを準用する。

3 構成市町村の長で、第4条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の当日までの間、引き続き公務等に従事すると見込まれるものの投票については、第1項及び規約第12条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

4 前項の規定により郵便による投票をしようとする構成市町村の長は、選挙の期日前7日までに、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

5 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒をその請求をした構成市町村の長に交付しなければならない。

6 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた構成団体の長は、選挙長に対し、選挙の当日の午後2時までに広域連合の事務所に投票が到達するように、郵便をもって送付しなければならない。

（選挙会）

第8条 選挙長は、2人以上の選挙立会人の立会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

3 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

（無効投票）

第9条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 一投票中に2人以上の広域連合長の当選人とすべき者の氏名を記載したもの

(3) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、

職業、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(4) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名を自書しないもの

(5) 広域連合長の当選人とすべき者の何人を記載したかを確認し難いもの
(当選人)

第10条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(任期の起算)

第11条 広域連合長の任期は、選挙の日から起算する。

(選挙結果の報告)

第12条 選挙長は、選挙の結果を直ちに構成市町村の長に対して報告しなければならない。

(広域連合長が欠けた場合等の繰上補充)

第13条 広域連合長が欠け、又はその退職の申立があった場合において、第10条第2項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。